

## 両立支援行動計画（一般事業主行動計画）

社員が仕事と子育て・介護を両立させることができ、働きやすい環境を整備することにより、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

平成28年7月1日～平成33年6月30日までの5年間

### 2. 内容

○目標1：育児休業等を取得しやすい環境作りのための支援プラン導入と啓発活動を行う。

<対策>

平成28年7月1日～ ・社員に対する両立支援に関する法令等の情報提供

平成28年7月1日～ ・育児休業からの職場復帰に対する支援計画制度の導入と周知

平成29年2月1日～ ・管理職を対象とした教育資料の作成と研修の実施

○目標2：育児短時間勤務制度および介護短時間勤務制度の利用可能期間の延長制度（育児短時間勤務は小学校始期まで、介護短時間勤務は180日程度まで）を導入する。

<対策>

平成29年1月1日～ ・従業員のニーズの把握、検討開始

平成30年1月1日～ ・制度の導入と従業員への周知

○目標3：育児休業制度および介護休業制度における休業可能期間を延長（育児休業は2年、介護休業は180日程度）等、法律を上回る制度への規定の改正を実施する。

<対策>

平成30年1月1日～ ・従業員のニーズの把握、検討開始

平成31年1月1日～ ・制度の導入と従業員への周知

以上